

「食品事業者の5つの基本原則」に関する 意見交換会からのメッセージ

～フードチェーンに関わる全ての皆さまへ～

平成28年1月22日

1 現状と課題

＜5つの基本原則の策定後の状況＞

平成19年に消費者の信頼を揺るがす食品の偽装表示等の事件が相次いで発生したことを背景に、平成20年3月に、食品業界において食品事業者がコンプライアンス意識を高めるための「道しるべ」として、『食品業界の信頼性向上自主行動計画』策定の手引き～5つの基本原則～（以下「食品事業者の5つの基本原則」という。）が策定され、食品事業者に活用されてきました。

策定から7年が経過しましたが、その間、新たな食品関連の事件・事故等が発生するなど、策定当時には想定していなかった状況も生まれています。

例えば、平成25年12月には、食品への意図的な毒物の混入事案が発生し、平成27年1月には多くの異物混入事案がマスコミなどで大きく報道されました。また、近年は、ソーシャルメディアの発達などにより、情報の伝達や拡散が格段に早くなっている中で、個人が様々な情報を発信することが可能となっています。

こうした状況を背景に、問題となった食品をはじめとして食品の自主回収件数が増加しています。平成19、20年度にそれまでの2倍以上の年間700～800件の水準となって以降、平成23年度には東日本大震災の発生を背景に900件台に増加し、その後横ばいで推移したものの、平成27年1月の異物混入事案等により、平成26年度には1,000件を超えました。

自主回収された食品の多くは、廃棄されることとなりますが、一方で、食品は、限りある資源でもあり、食品ロスを削減していくことが求められています。

食の問題は人の健康に直結するものとして、消費者の関心が高く、多くの情報が様々な形で発信されています。そうした情報の中には、客観性が立証されているとはいえないものもあります。

正しい情報を、消費者を含めたフードチェーンの各構成員が共有し、食品の自主回収等においても適切な対応が各段階でなされることが必要です。

しかし、現状は、フードチェーンの構成者において互いの取組や考え方が必ずしも共有され、理解されているとはいえない状況であり、食品安全の問題と商品の品質に対する期待が時に混同されていることもあると思われます。

食品の安全性の確保、信頼性の向上には、生産、製造・加工、流通、消費、廃棄を含めたフードチェーン全体を通じての取組がなされる必要があります。

<メッセージ発信の経緯>

こうした状況を踏まえ、農林水産省が食品業界の代表、消費者の代表、マスコミ、有識者で構成する「食品事業者の5つの基本原則」に関する意見交換会を開催し、議論を開始しました。

「食品事業者の5つの基本原則」は、食品の製造事業者、流通事業者、小売事業者等食品事業者がそれぞれ社会規範に従った行動をしていくための「道しるべ」です。意見交換では、この「食品事業者の5つの基本原則」は現在でも十分に有効であり、食品事業者はこの基本原則に基づいた企業行動に取り組んでいくことが必要であるが、食品事業者が取り組む事項を整理するだけでなく、消費者を含めたフードチェーンと消費者に情報を伝えるマスコミを含め関係する者全体で認識を共有し、それぞれが果たすべき役割に取り組んでいくことが重要であるという議論になりました。

こうした考え方の下で、意見交換会としてフードチェーンに関係する全ての皆様が共通に認識していただきたいことをメッセージとしてお伝えします。

2 今回の議論で共通認識が得られた事項

今回の意見交換会では、主に、現在社会的に課題となっている「製品回収と事案の公表」、「情報の提供・取扱」、「意図的な毒物等の混入への対応」について議論しました。これらに関し、意見交換会として以下のような共通認識が得られました。

(1) 製品回収と事案の公表について

食品事業者は安全な食品を提供する責務があり、万一、健康被害が拡大するような重大な食品事故を発生させてしまった場合には、製品回収など迅速かつ適切な対応を実施しなくてはなりません。しかし、製品回収につながる事案は様々であり、食品を提供する事業者が適切な判断をしてケース・バイ・ケースで対応していく必要があります。

一方で、どのようなものについてどのように回収していくべきかという考え方は、消費者に正しい情報を伝え正しい判断をしてもらうとともに、社会に負担をかける食品ロスを最小限に抑えるために、共有しておくことも重要です。

また、特に、消費者に渡ったものを回収する場合には、迅速で正確な情報提供、開示が求められます。

意見交換会では、製品回収と事案の公表の基本的考え方として、以下のように集約されました。

製品回収は、「健康被害の程度」、「事故拡大の可能性」の視点から判断され、健康被害の程度が大きいほど、かつ、事故拡大の可能性が大きいほど、広く告知をする回収の必要性が高まる。

回収を検討する必要性が生じた場合、どのような方法や範囲を選択するか、健康への影響、食品の販売形態、流通状況等を勘案し、事案ごとに判断。

事案の公表は、健康被害の拡大防止を図るために必要な回収の対象製品を識別する情報等が消費者に提供されるようその方法を決定。

人の健康を損なうおそれがなく、法令違反でないものについては、基本的に回収の必要はありません。ただし、企業の経営判断で回収を行う場合には、必要以上の製品回収の実施が食品ロスが発生させることを認識し、事案ごとに検討し、対応を決定。

(2) 情報の提供・取扱について

食品の安全と消費者からの信頼、消費者の安心のためには、食品の提供者側から消費者基点に立った正しい情報が提供される必要があります。

また、ソーシャルメディア等情報発信の方法が多様化することで、消費者が個人で情報を発信する機会も増え、そうした様々な情報の伝達や拡散が迅速化しています。その中には、特定の商品の安全や品質に関する指摘などその情報の真偽も不明なままに発信されることもあり、これらをどのように捉え、どのように対応していくかは、消費者の信頼や安心に大きな影響を及ぼします。

意見交換会では、情報の提供・取扱の基本的考え方として、以下のように集約されました。

消費者の安心を醸成するために、日頃から、可能な範囲で製造過程を見てもらう機会を設けるなど透明性を高める取組を行うことも大切。

それぞれの事案の発生状況に応じて適切な初動対応を行い、消費者に適切に情報を提供することが求められる。

(3) 意図的な毒物等の混入への対応について

意図的な混入事件は社会に大きな衝撃を与えましたが、残念ながらこのような事件も起こりうるものとして想定しておくことが求められます。

意図的な毒物等の混入への対応については、平成26年6月の「食品への意図的な毒物等の混入の未然防止等に関する検討会報告書」において、食品事業者が食品防御に取り組むに当たり参考となる事項が示されています。この考え方をベースに意見交換会では、意図的な毒物等の混入への対応の基本的考え方として、以下のように集約されました。

意図的な毒物等の混入事件を起こさせない人間関係や環境を作っていくことと、万一の事件発生に対して適切に対応する準備をしておくことが重要。

3 フードチェーンに関わる方々への期待

食品の安全と消費者の信頼を確保していくためには、フードチェーンの関係者が、お互いに状況を理解し合い、認識を共有し、それぞれの役割を果たしていくことが求められます。

意見交換会として、フードチェーンを構成する、又は関係する人々に対し、今回の議論で共通認識が得られた事項をご理解いただき、以下のことに取り組んでいただくことを期待します。これらの取組により、食の安全・安心が確保されていくと考えています。

(1) 食品事業者の方々へ

食品事業者は消費者、社会の要請に応え、安全な食品を提供する責任があります。

食品事業者は、日頃より衛生管理、品質管理の徹底を図り、事故が起こらないように努めるとともに、食品事故が発生した時は、回収等適切な対応、事故の再発防止のための対策など、食品事業者の5つの基本原則に記載する事項を適切に実施することが必要です。

特に、以下の事項の実施を期待します。

① 食品事業者はできる限り、無駄な食品廃棄を減らすことに留意し、行政の助言も得ながら、製品回収の判断を適切に行い、消費者と報道関係者の理解を得る努力を続けること。

なお、食品の販売に携わる食品関係事業者も、万が一に備えてあらかじめ回収の判断の考え方や回収の方法を考えておくことも必要。

② 食品事業者は問題が発生した時に情報提供するだけでなく、消費者や報道関係者の理解を得ることができるように常日頃から積極的に安全性の情報と品質に関する情報を明確にした上で情報発信を行うとともに消費者とのコミュニケーションを図ることが重要。

また、消費者と直接接する小売事業者や外食事業者は、店舗の従業員と消費者との対話による販売や情報の交換を増やしていただくこと。

③ 意図的な混入が実行し難い環境をつくとともに、職場等での信頼関係や良好な人間関係の構築などにより意図的な混入をしないと思わせない職場の風土、食品安全文化を醸成すること。

(2) 報道関係者の方々へ

報道関係者には、消費者に正確な情報を伝えていただくよう、以下のことを期待いたします。

① 食品事業者は自らの取組についての情報公開を進めています。食品事業者の取組の情報を積極的に入手して理解を深めていただくこと。

- ② 正確な知識と情報に基づいて食品のリスクの大きさを判断していただくこと。
- ③ 科学的な根拠を重視した情報を発信していただくこと。

(3) 消費者の方々へ

消費者は、生産、製造・加工、流通、消費、廃棄というフードチェーンの最終段階に位置しています。安全な食品の安定的な調達や、食料産業の健全な発展のために、以下のことを期待いたします。

- ① 食品事業者の取組の情報を積極的に入手して理解を深め、食品は正しく取扱っていただくこと。その上で、健康に関わる事案であるかどうかを見極める目を養い、事案が起こった時に適切な対応をしていただくこと。
- ② 製品回収等に当たっては、公的機関等からの正確な情報を入手するようにしていただき、それに基づき行動し、異味や異臭を感じたり、外見や包装に普段と異なる点があることに気づいた場合には、食べずに事業者や保健所等に連絡することで被害の拡大防止等に協力いただくこと。